

A213

看護配置加算

◆看護師比率の高い病院への評価



A213 看護配置加算

1日につき

看護配置加算

12点



入院1日につき

「看護配置加算」は、
看護配置が高い病棟を評価するもので、
看護配置が、7割を超えた場合に算定できる。



▶ 施設基準 (看護配置加算)

手厚い看護配置を評価したもの



施設基準

◆算定できる病棟

- 一般病棟入院基本料若しくは障害者施設等入院基本料の15対1入院基本料を算定する病棟
- 結核病棟若しくは精神病棟入院基本料の15対1入院基本料を算定する病棟
- 18対1若しくは20対1入院基本料を算定する病棟

◆看護職員の配置

- 看護職員の最小人数の7割が、看護師であること。

